

受託研究受入決定通知書

（申込者） 様

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学  
理事長 （氏名） 印

年 月 日付けで申込みのあった受託研究について、下記のとおり受入れを決定したので通知します。

記

1 研究題目

2 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 研究代表者（所属・職名・氏名）

4 受託研究費 金 円

5 受入条件

- （1） 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
- （2） 受託研究の結果生じ、かつ、法人に単独で帰属した知的財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権その他これらに準ずる権利及びこれらの権利を受け継ぐ権利をいう。）は、委託者に無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。
- （3） 受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）により取得した設備備品等は、法人に帰属すること。
- （4） 委託者は、受託研究費を原則として法人からの請求書受領後30日以内に、納付すること。
- （5） 納付された受託研究費は、返還しないものとする。ただし、やむを得ない事由により当該受託研究を中止したときは、受託研究費のうち不要となった額の範

囲内において、その全部又は一部を返還することができること。

- (6) やむを得ない事由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、法人はその責を負わないこと。

(注) 受入条件は、当該受託研究に応じて適宜付すこと。

以上